年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概	要
---------------	---

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、昭和 42 年 9 月 28 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年 9 月 28 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 3 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月31日から同年6月1日まで

② 昭和 42 年 9 月下旬から同年 10 月 1 日まで

③ 平成7年9月30日から同年10月1日まで

給料支払明細書のとおり、厚生年金保険料が引かれているので、各申 立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、A社に勤務していた期間に係る4か月分の給料支払明細書を所持しており、そのうち、申立人が同社から支給された最初の給料と思われる昭和42年10月分の同明細書において、当時、月給制であった申立人の基本給として支給されている金額が、同年11月分及び同年12月分の同明細書において、基本給として支払われている金額より、申立人の基本給を日割計算した場合における1日分の賃金の3日分に相当する金額が加算されて支払われていることが確認できることから、申立人が同年9月下旬に同社に入社し、3日間就労した賃金について、同社は、同年10月分の給料で一括して支払ったことがうかがえ、当時のカレンダーから、申立人は、同社に同年9月28日から勤務していたことが推認される。

また、当該事業所の現在の事業主から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び同資格喪失確認通知書の

写しから、申立人の同被保険者記録は、国(厚生労働省)の記録と一致していることが確認できるものの、同事業主は「当時の資料は無く、また事業主及び事務担当者等当時を知るものは既に他界しているため、厚生年金保険加入の取扱い及び試用期間の有無等詳細は不明である。現在は入社と同時に加入手続を行い、保険料は当月控除をしているが、当時の保険料の控除方法については不明である。また、給料の締切日は、当時から現在まで変わらず、毎月末である。」と回答している。

さらに、当該事業所の現在の事業主に再度照会したところ「当時の事務手続の誤りであったか否かは、前回の回答のとおり、当時の状況を知る者がいないことから事実関係は不明であるが、事務過誤であった可能性も否定できない。4か月分の厚生年金保険料を控除していたことは事実であるので、保険料の納付勧奨には応じるつもりでいる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 42 年 9 月 28 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所に おける資格取得時の社会保険事務所(当時)の記録から3万3,000円 とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び同資格喪失確認通知書の写しにより、事業主が厚生年金保険の資格取得日を昭和 42 年 10 月1日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人の同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、申立人から提出された当該事業所における給料支払明細書は、申立期間に係るものではないため厚生年金保険料控除の事実を確認できない上、同事業所は既に解散し、事業主も亡くなっていることから証言等が得られないことに加え、当時の従業員からも申立期間における申立人の勤務の事実ついて証言を得られないことから、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことを推認できない。
- 3 申立期間③について、B社の事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しによると、申立人の同社における被保険者資格喪失日は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、同通知書の備考欄に「9月29日退職」と記載されている。

また、申立人は、当該事業所における給料支払明細書をすべて所持しており、申立期間に係る同事業所の賃金締切日(毎月 20 日)から後の就労日に係る給料支払明細書によると、労働日数 7 日として給料が支払われていることが確認できるところ、同事業所が当時隔週週休二日制を取っていたことを踏まえると、平成 7 年 9 月は 5 回の土曜日があり、 9 月末日である 30 日が 5 回目の土曜日となっていることから、同 30 日は就労日であったことがうかがえ、給料計算の起算日である 21 日から 7 日目の就労日は 29 日であることから、事業主の届出どおり、申立人が同年 9 月 29 日に同事業所を退職したことが推認される。

このほか、申立人が平成7年9月末日まで勤務していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する と、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚 生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めること はできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が 主張する標準報酬月額(26 万円)であったと認められることから、申立 期間の標準報酬月額の記録を26 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月1日から9年10月1日まで

A社の取締役であったときの報酬は月額 25 万円であったが、申立期間の標準報酬月額が 9万 2,000 円に引き下げられているので、実際に支払われていた報酬に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が勤務していたA社は、平成9年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、同日以降の同年10月24日付けで、申立人のほか二人の申立期間に係る標準報酬月額が遡及して減額訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額は当初26万円と記録されていたものが、9万2,000円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間において 取締役であったことが確認できるが、申立人は、標準報酬月額の減額訂正 が行われたことは知らなかったとしており、代表取締役は「申立人は、社 会保険事務を行う権限を有していなかった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間における標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 26 万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和 38 年7月1日に、資格喪失日に係る記録を 39 年6月 26 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する 義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から39年6月ごろまで A社に勤務した申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。申立期間 について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申述及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に 勤務していたことが認められる。

また、当該事業所において、当時、社会保険事務を担当していた同僚は「社会保険の新規適用手続は自分が行った。そのときに全員を加入させた。」と証言しているところ、昭和 38 年7月ごろに在籍していたと申立人が記憶している同僚の6人全員が、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった際、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同世代、同職種の同僚の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格 の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届を提出する機会が あったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が 当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主から当該社会保険 事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険 事務所は、申立人に係る昭和38年7月から39年5月までの保険料につい て納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付す る義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年12月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月31日から42年1月6日まで ねんきん特別便により、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加 入記録が無いことが判明した。申立期間に支店間の異動はあったが、 同社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の 被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提供された申立人に係る退職者名簿から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和 41 年 12 月 31 日付けで同社B支店から同社C営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者名 簿における申立人の昭和 42 年1月の記録から、3万円とすることが妥当 である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否か については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料 及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事 務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及 び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和40年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月21日から同年5月1日まで 昭和40年3月21日からC社(当時)の地域割、営業政策に従い、D 社から新設会社であるA社へ異動した。給与からは社会保険料が継続し て引かれていたと思う。申立期間について厚生年金保険の被保険者とし て認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、勤続表彰の記念品及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人がA社及び同社の関連会社に継続して勤務(昭和40年3月21日にD社からA社に異動)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和40年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

一方、事業所名簿によれば、A社は、昭和 40 年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間において法人事業所であったことが確認できるとともに、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしているものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行していたか否

かについては、現在の事業主は不明としているが、事業主は、申立期間において、適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年9月7日から同年12月20日までの期間について、申立人のA社における資格取得日に係る記録は同年9月7日、資格喪失日に係る記録は同年12月20日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年から 24 年まで

② 昭和29年の3か月間ないし4か月間

B社に昭和22年から24年まで勤務していたが、この期間の厚生年金保険の記録が無い。また、会社名は不明だが、29年の3か月間ないし4か月間の土木関係会社に勤務していたときの厚生年金保険の記録も無い。両申立期間について、厚生年金保険に加入していたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と氏名、生年月日、性別が一致する者が、昭和 29 年 9月7日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 12 月 20 日に資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚も、上記被保険者名簿において、昭和29年9月7日から同年12月20日まで当該事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できる上、申立人が申述している同事業所の業種、勤務期間もほぼ一致している。

以上のことから、事業主は、申立人が、昭和 29 年 9 月 7 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 12 月 20 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る記録から、1万円とすることが妥当である。

2 申立期間①について、申立人が申立期間①に勤務していたとするB社に係るオンライン記録を確認したところ、厚生年金保険の適用事業所として確認できず、申立人が記憶していた住所地とは異なるC県内の類似名称の事業所に係る厚生年金保険の記録についても調査したものの、申立人の氏名は確認できない。

また、D組合の昭和 24 年1月現在の組合員名簿に、当該事業所と考えられる事業所名が確認できたが、同年中に同組合を脱退していること、同事業所に係る商業登記簿謄本の取得を試みたが、管轄法務局から、該当事業所が見当たらない旨の回答を得たこと、及び申立人は当時の同僚等の氏名を記憶していないことから、それ以上の実態確認はできなかった。

さらに、申立人は、厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細 書等の資料を保有しておらず、保険料控除に係る記憶も明確ではない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する と、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはでき ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年11月1日から36年4月1日まで

② 昭和41年4月1日から48年4月1日まで

申立期間①においてはA社に、申立期間②においてはB社に勤めていたので、両事業所における厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言により、期間の特定はできないが、 申立人が申立期間に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 34 年 5 月 1 日であり、それ以前の申立期間である 33 年 11 月 1 日から 34 年 5 月 1 日までの期間については同保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、 当時の事業主は死亡していることから、申立期間の厚生年金保険の取扱 い等について確認することができない。

さらに、申立人は、当該事業所において実兄と共に入社し、申立人の 方が先に退職したと申述しているところ、その兄の被保険者記録も見当 たらず、申立期間当時の事務担当の従業員は「厚生年金保険の加入時期 については個人により差があり、加入に当たっては本人の希望を取り入 れていたようだ。」と証言していることから、同事業所においては、す べての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなか ったことがうかがえる。

申立期間②について、申立人は「B社における当時の事業主の遠縁に当たり、工場長として申立期間に在職していた。」と申述しているが、申立人から名前の挙がった同僚6人のうち、3人は健康保険厚生年金保

険被保険者名簿に氏名が確認できず、他の3人については死亡している ことから、申立人の勤務状況等について確認することができない。

また、同時に勤務した従業員のうち1人は、申立人を記憶していたものの、在職期間については分からないとしており、他の1人は「自分は在職途中から希望して厚生年金保険に加入した。」と証言している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、 申立人の氏名が見当たらず、申立期間内における整理番号に欠番も無い。 また、オンライン記録によると、申立人は申立期間及びその前後の期間 を通じて国民年金に加入してその保険料を納付していることが確認でき る。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月21日から60年5月1日まで

昭和59年7月20日にA社を退職し、同年10月1日からは、1日3時間勤務のパート社員として同社に勤務していた。当該期間は、収入が減ったため夫の扶養になったと思う。同社から支給された退職慰労金明細書を添付するので、同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録を同年7月21日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日(昭和 60年5月1日)に係る記録を昭和 59年7月21日に訂正してほしい旨を申し立てているところ、同社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しによると、事業主が、申立人の被保険者資格喪失日を60年5月1日として届け出ていることが確認できる。

また、申立人の当該事業所における被保険者原票により、資格喪失後に おける健康保険の給付記録として、申立人は、分娩費、出産手当金及び育 児手当金の給付を受けていたことが確認できる。

さらに、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、当該事業所における資格喪失後間もない昭和 60 年 5 月 7 日付けで、その夫の健康保険被扶養者として認定されていることが確認できる。

加えて、当該事業所から提出された、申立人が正規社員を退職し、パート社員として再雇用される際に作成されたと思慮される、申立人である「B氏の件」と記された覚書によると、「社会保険は継続するものとする」と記されていることが確認できる上、同事業所における雇用保険の加入記録と厚生年金保険の被保険者記録とが一致している。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者ではなかったことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人のA社における昭和 60 年 5 月 1 日の資格喪失日に係る記録を 59 年 7月 21 日に訂正することを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から56年3月まで

私は、申立期間に、Aという名称の会社に勤務していたはずであるのに、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。入社時に年金手帳の交付を受けたことを記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B工場に勤務していたことは、申立人が卒業した職業訓練校の記録に「就職年月日:昭和 55 年3月 21 日」、「就職先:A社B工場」と記載されていること、及び申立人の申述内容により推認できる。

しかしながら、申立期間当時、当該事業所に勤務していた複数の従業員に勤務実態の照会を行ったところ、一人が申立人と思われる従業員を記憶しているものの、勤務期間や従事業務の記憶が無い上、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できないことから、勤務の実態が確認できない。

また、複数の従業員の中には「自分は勤務当初は社会保険に加入させてもらえなかった。」、「試用期間は社会保険には加入させていなかった。」と証言している者もいることから、当該事業所では、申立期間当時、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いとはなっていなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所は合併により解散し、後継の事業所に当時の記録が 残されていない上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に 申立人の氏名は見当たらず、申立期間において健康保険整理番号に欠番も 無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月から39年まで

② 昭和39年から41年まで

昭和32年4月に、A区にあったB社に入社した。同社は、C組合の組合員で、各種保険に加入していた。

また、昭和39年ごろ、運転手をやりたいと思い、D区にあったE社に転職し、2年間ぐらい勤めた。同社も各種保険に加入していた。厚生年金保険に加入し、保険料も控除されていたはずなので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がB社及びE社に勤務していたことは、事業主及び事業所に関する具体的な申立人の申述内容から、期間は特定できないものの、推認できる。

しかしながら、両事業所とも、厚生年金保険の適用事業所として確認できず、申立期間におけるそれぞれの事業主については、厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、両事業所の事業主は、死亡及び所在不明となっているため人事記録等の資料が確認できない上、当時の同僚の証言も得ることができないことから、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを確認することはできない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事 実を確認できる給与明細書等の資料を保有していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。